

千葉県個人情報の保護に関する法律施行条例、千葉県個人情報保護審査会設置条例、千葉県情報公開条例及び千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例、千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、千葉県こども基本条例検討委員会設置条例、千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例、千葉県都市公園条例の一部を改正する条例及び千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県条例第30号

千葉県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務目録)

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、個人情報ファイルを取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の目録に記載した事項に変更があったとき、又は個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該目録を修正し、又は削除しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する全ての職にある者をいう。以下同じ。）又は職員であった者に係るもの
- (2) 個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録される地方公共団体等行政文書のうち、市の機関が定める保存期間が1年未満であ

るもののみを取り扱うもの

- (3) 法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成するもの
(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 開示決定に基づく保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第5条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審議会への諮問)

第6条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成17年千葉市条例第2号)第1条に規定する千葉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、法及びこの条例に基づく市の機関における個人情報保護制度の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(千葉県個人情報保護条例の廃止)

第2条 千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条、第28条又は第36条の規定による請求がされた場合における個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

2 旧条例第41条の2に規定する審査請求に係る同条の規定による審理員による審理手続に関する規定の適用除外及び旧条例第42条の規定による旧審査会（旧条例第45条に規定する千葉県個人情報保護審査会をいう。以下同じ。）への諮問（施行日前にされた諮問を除く。）については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第42条中「千葉県個人情報保護審査会」とあるのは「千葉県個人情報保護審査会設置条例（令和4年千葉県条例第31号）第1条に規定する千葉県個人情報保護審査会」とする。

3 施行日前に旧条例第42条の規定により旧審査会にされた諮問（施行日前までに当該諮問に対する答申がされていないものに限る。）は、施行日以後は、千葉県個人情報保護審査会設置条例（令和4年千葉県条例第31号）第1条に規定する千葉県個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問とみなす。この場合において、旧条例第47条の規定により旧審査会がした調査審議の手続は新審査

会がした調査審議の手續とみなす。

- 4 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第45条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

千葉市条例第31号

千葉市個人情報保護審査会設置条例

(設置)

第1条 本市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）をいう。
- (2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（審査会の調査審議の手続）

- 第6条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
- 2 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧又は複写の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。
 - 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。
 - 4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

- 第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 千葉県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例

第30号。以下「施行条例」という。) 附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる施行条例附則第2条の規定による廃止前の千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「旧条例」という。) 第42条の規定により審査会に諮問された場合におけるこの条例の規定の適用については、第1条中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問」とあるのは「千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年千葉市条例第30号) 附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例附則第2条の規定による廃止前の千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。次条第1号において「旧条例」という。) 第42条の規定による諮問」と、第2条第1号中「法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。)」とあるのは「千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第42条の規定により審査会に諮問した実施機関」とする。

3 施行条例の施行の日前に旧条例第45条に規定する千葉市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。) にされた諮問について、施行条例附則第3条第3項の規定により審査会にされた諮問とみなす場合におけるこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。)」とあるのは「千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年千葉市条例第30号) 附則第2条の規定による廃止前の千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号) 第42条の規定により諮問した実施機関」とする。

4 施行条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に第4条第1項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

千葉市条例第32号

千葉市情報公開条例及び千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

(千葉市情報公開条例の一部改正)

第1条 千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成17年千葉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び個人情報の保護」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること。

第2条に次の1号を加える。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県条例第33号

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の4第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職 員 区 分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,000	170,000	215,200	249,600	280,200	320,400	373,200	444,300
	2	144,500	171,700	216,800	251,000	282,200	323,000	376,600	447,300
	3	145,000	173,400	218,400	252,400	284,500	325,500	379,900	450,500
	4	145,500	175,100	220,000	254,100	286,600	328,000	383,400	453,700
	5	146,000	176,700	221,600	255,500	288,800	330,200	386,700	456,300
	6	146,800	178,500	223,300	257,300	291,200	332,600	390,000	459,300
	7	147,600	180,200	224,900	258,900	293,500	335,100	393,300	462,300
	8	148,400	181,800	226,500	260,600	296,000	337,700	396,700	465,300
	9	149,000	183,500	227,900	262,200	298,300	339,800	399,700	468,200
	10	149,700	185,300	229,600	264,300	300,800	342,400	403,000	471,000
	11	150,500	187,200	231,200	266,300	303,200	344,900	406,200	473,600
	12	151,300	189,000	232,900	268,500	305,700	347,500	409,500	476,300
	13	151,800	190,600	234,300	270,200	307,800	349,800	412,600	478,900
	14	153,100	192,000	235,800	272,200	310,300	352,200	415,800	481,000
	15	154,300	193,600	237,300	274,300	312,700	354,900	419,000	482,900
	16	155,400	194,900	239,100	276,200	315,100	357,400	421,900	484,800
	17	156,600	196,300	240,600	278,100	317,400	359,600	425,000	486,800
	18	158,000	197,600	242,200	280,300	319,700	361,900	428,100	488,300
	19	159,500	198,900	243,500	282,400	322,100	364,500	431,200	489,600
	20	160,800	200,200	245,000	284,600	324,300	366,900	434,400	490,900
	21	161,900	201,400	246,300	286,600	326,500	369,300	437,400	492,300
	22	163,300	202,700	247,900	289,000	328,700	371,700	440,200	493,200
	23	164,800	204,000	249,600	291,200	331,000	374,200	443,000	494,100
	24	166,200	205,100	251,500	293,400	333,200	376,700	445,800	494,900
	25	167,300	206,300	252,700	295,600	335,300	378,900	448,400	495,800
	26	169,800	207,800	254,500	298,000	337,900	381,200	451,200	496,800
	27	172,100	209,300	256,100	300,300	340,500	383,500	453,900	497,700
	28	174,600	210,700	257,800	302,700	343,100	385,700	456,600	498,600
	29	176,500	211,900	259,100	304,700	345,100	387,800	459,300	499,400
	30	178,300	213,300	260,800	307,200	347,700	389,900	462,000	500,400
	31	180,000	214,600	262,600	309,400	350,300	392,100	464,500	501,500
	32	181,700	216,000	264,400	311,900	352,800	394,100	467,000	502,600
	33	183,200	217,200	265,900	313,600	355,200	396,100	469,600	503,600
	34	184,900	218,600	267,800	316,100	357,500	398,000	471,600	504,500
	35	186,700	219,900	269,600	318,300	360,000	399,900	473,500	505,500
	36	188,400	221,200	271,400	320,800	362,600	401,900	475,500	506,400
	37	189,900	222,400	272,900	322,900	365,000	403,600	477,400	507,300
	38	191,100	224,000	274,700	325,300	366,900	404,900	479,200	507,800
	39	192,300	225,600	276,400	327,500	369,000	406,400	481,000	508,400
	40	193,500	227,300	278,200	329,900	370,900	407,800	482,700	509,000
	41	194,600	228,900	279,800	331,800	372,500	409,100	484,300	509,500
	42	195,700	230,400	281,900	333,900	374,300	410,400	485,400	510,100
	43	196,800	231,700	283,900	335,900	376,200	411,700	486,500	510,700
	44	197,900	233,100	285,800	337,800	377,900	412,800	487,500	511,300

	45	198,900	234,400	287,600	339,900	379,400	414,000	488,400	511,700
	46	200,000	236,000	289,700	342,000	381,000	415,000	489,500	512,200
	47	201,000	237,700	291,700	344,100	382,800	416,100	490,400	512,800
	48	202,000	239,400	293,700	346,100	384,600	417,100	491,400	513,400
	49	203,100	240,900	295,400	347,900	386,000	418,000	492,400	513,900
	50	204,100	242,500	297,500	349,900	387,500	418,900	493,400	514,500
	51	205,200	244,000	299,600	351,700	388,900	419,700	494,200	515,100
	52	206,300	245,500	301,700	353,500	390,500	420,500	495,100	515,700
	53	207,200	246,700	303,500	355,000	391,800	421,200	496,100	516,100
	54	208,200	248,400	305,500	356,900	392,900	422,100	496,700	516,600
	55	209,200	250,000	307,500	358,900	394,000	423,000	497,200	517,200
	56	210,200	251,600	309,400	360,800	395,100	423,700	497,700	517,800
	57	211,100	253,100	311,200	362,500	396,100	424,500	498,200	518,300
	58	212,200	254,600	313,000	364,300	397,200	425,400	498,800	518,900
	59	213,300	256,200	315,000	366,100	398,200	426,200	499,300	519,500
	60	214,300	257,800	317,000	368,000	399,100	427,000	499,800	520,100
	61	215,300	259,100	319,000	369,400	400,100	427,800	500,300	520,500
	62	216,000	260,600	321,000	371,000	400,900	428,600		
	63	216,800	262,400	322,900	372,600	401,700	429,500		
	64	217,800	264,100	325,000	374,200	402,500	430,200		
再任 用職 員以 外の 職員	65	218,700	265,500	326,700	375,800	403,200	431,000		
	66	219,700	267,200	328,500	377,200	403,800	431,900		
	67	220,700	268,900	330,500	378,700	404,500	432,700		
	68	221,700	270,600	332,200	380,200	405,200	433,500		
	69	222,600	271,700	334,100	381,400	405,900	434,200		
	70	223,800	273,400	336,100	382,700	406,600	435,100		
	71	225,000	274,900	337,900	383,900	407,300	435,900		
	72	226,400	276,500	340,000	385,000	407,800	436,700		
	73	227,600	277,800	341,600	386,000	408,400	437,400		
	74	228,600	279,300	343,300	387,000	409,000	438,000		
	75	229,800	280,700	345,100	388,000	409,600	438,500		
	76	230,900	282,300	346,800	389,100	410,100	439,100		
77	231,900	283,900	348,200	389,900	410,600	439,600			
78	232,900	285,300	349,500	390,800	411,100	440,200			
79	233,900	286,800	350,900	391,500	411,600	440,800			
80	235,100	288,400	352,200	392,300	412,100	441,300			
81	236,100	289,700	353,500	393,000	412,500	441,700			
82		291,200	354,600	393,700	413,200	442,200			
83		292,600	355,900	394,400	414,000	442,700			
84		294,100	357,200	395,100	414,700	443,100			
85		295,500	358,400	395,700	415,400	443,600			
86			359,500	396,400	415,700	444,100			
87			360,600	397,000	416,000	444,600			
88			361,700	397,600	416,300	445,100			
89			362,800	398,200	416,500	445,600			
90			363,600	399,100	416,700	446,100			
91			364,400	399,300	416,900	446,600			
92			365,100	399,800	417,100	447,100			

93			365,900	400,300	417,300	447,500		
94			366,600	400,800				
95			367,300	401,300				
96			368,000	401,800				
97			368,700	402,200				
98			369,300	402,700				
99			370,000	403,200				
100			370,700	403,700				
101			371,400	404,000				
102			371,800	404,300				
103			372,300	404,600				
104			372,700	404,900				
105			373,100	405,100				
106			373,600	405,400				
107			374,100	405,600				
108			374,600	405,800				
109			374,900	406,000				
110			375,400					
111			375,900					
112			376,400					
113			376,800					
114			377,300					
115			377,700					
116			378,200					
117			378,600					
118			379,100					
119			379,500					
120			379,900					
121			380,200					
122			380,400					
123			380,600					
124			380,700					
125			380,900					
126			381,100					
127			381,300					
128			381,500					
129			381,700					
再任職員	178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2
教育職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,600	180,400	264,900	292,900	406,700
	2	168,100	182,400	267,400	295,500	408,200
	3	169,600	184,400	269,600	298,300	409,700
	4	171,100	186,600	271,800	300,700	411,200
	5	172,800	188,400	274,200	303,100	412,600
	6	174,700	190,600	276,600	305,500	414,000
	7	176,500	192,700	278,700	307,700	415,500
	8	178,200	194,800	280,800	310,000	417,100
	9	179,900	196,900	282,900	312,300	418,500
	10	182,000	199,700	285,200	314,800	419,900
	11	183,900	202,300	287,500	317,400	421,300
	12	185,900	204,900	289,600	320,200	422,600
	13	187,800	207,700	291,900	322,500	423,900
	14	190,000	209,300	294,000	324,400	425,300
	15	192,100	210,900	295,800	326,300	426,700
	16	194,200	212,500	297,700	328,500	428,100
	17	196,300	214,300	299,700	330,400	429,300
	18	199,000	215,900	302,200	332,600	430,600
	19	201,400	217,500	304,600	334,900	431,800
	20	203,800	219,000	307,200	336,900	433,100
	21	206,200	220,600	309,300	339,100	434,200
	22	207,800	222,500	311,800	341,300	435,400
	23	209,400	224,300	314,000	343,600	436,700
	24	211,000	226,100	316,600	345,800	438,000
	25	212,500	227,600	319,100	347,500	439,300
	26	213,900	229,600	321,300	349,300	440,500
	27	215,400	231,500	323,600	351,200	441,500
	28	216,900	233,300	325,700	353,100	442,600
	29	218,400	235,000	327,800	354,900	443,800
	30	220,000	237,600	329,800	356,700	444,600
	31	221,700	240,100	331,900	358,400	445,400
	32	223,300	242,600	334,000	360,300	446,300
	33	224,600	245,000	335,800	361,600	447,200
	34	226,300	247,700	337,900	363,300	447,700
	35	227,900	250,100	340,000	364,800	448,200
	36	229,400	252,600	342,000	366,600	448,700
	37	230,800	254,900	344,000	368,500	449,200
	38	232,400	257,400	345,900	370,000	449,700
	39	233,900	259,800	347,900	371,300	450,200
	40	235,400	262,000	349,800	372,900	450,700
	41	236,900	264,500	351,300	374,000	451,200
	42	238,600	266,900	353,100	375,400	451,700
	43	240,200	269,000	354,700	376,800	452,200
	44	241,700	271,100	356,400	378,300	452,700

	45	243,400	273,000	358,200	379,700	453,200
	46	245,000	275,200	359,900	381,300	453,700
	47	246,300	277,300	361,200	382,900	454,200
	48	247,800	279,200	362,800	384,400	454,700
	49	249,000	281,300	364,000	385,800	455,200
	50	250,500	283,300	365,500	387,300	
	51	251,900	285,100	367,100	388,800	
	52	253,300	287,000	368,700	390,200	
	53	254,100	288,600	370,100	391,400	
	54	255,600	291,000	371,600	392,700	
	55	257,000	293,200	373,100	393,800	
	56	258,500	295,600	374,600	394,900	
	57	259,400	297,500	376,100	396,300	
	58	260,800	299,900	377,500	397,500	
	59	262,100	302,100	378,900	398,700	
	60	263,400	304,700	380,200	400,000	
	61	264,600	307,000	381,100	401,200	
	62	265,600	309,300	382,300	402,200	
	63	266,900	311,700	383,500	403,600	
	64	268,000	313,900	384,600	404,900	
	65	269,000	316,000	385,500	406,100	
	66	270,500	318,200	386,700	407,200	
	67	271,900	320,200	387,700	408,400	
	68	273,300	322,300	388,800	409,500	
	69	274,900	324,200	390,000	410,500	
	70	276,400	326,300	391,000	411,700	
	71	277,900	328,400	392,100	412,900	
	72	279,300	330,400	393,300	414,100	
	73	280,200	332,500	394,300	414,700	
	74	281,500	334,600	395,400	415,500	
	75	282,800	336,800	396,500	416,200	
	76	284,000	339,000	397,600	416,700	
	77	285,100	340,700	398,500	417,000	
	78	286,300	342,600	399,400	417,400	
再任職員以外の職員	79	287,500	344,300	400,400	417,800	
	80	288,700	346,100	401,400	418,200	
	81	289,800	347,900	402,200	418,500	
	82	290,800	349,700	403,000	418,900	
	83	292,000	351,100	403,700	419,300	
	84	293,200	352,900	404,500	419,600	
	85	294,000	354,100	405,200	419,900	
	86	295,000	355,700	406,000	420,300	
	87	295,700	357,200	406,700	420,700	
	88	296,700	358,700	407,400	421,000	
	89	297,600	360,000	408,000	421,300	
	90	298,400	361,300	408,700	421,600	
	91	299,100	362,700	409,200	421,900	
	92	299,700	364,100	409,900	422,100	

93	300,000	365,600	410,300	422,300
94	300,500	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,800	391,700		
122	312,000	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,800	394,500		
126	313,000	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		
139	316,300	400,700		
140	316,600	401,000		

	141	316,800	401,300			
	142	317,000	401,600			
	143	317,300	401,900			
	144	317,600	402,200			
	145	317,800	402,400			
	146	318,000	402,700			
	147	318,300	403,000			
	148	318,600	403,200			
	149	318,800	403,400			
	150	319,000	403,700			
	151	319,300	404,000			
	152	319,600	404,200			
	153	319,800	404,400			
	154	320,000	404,700			
	155	320,300	405,000			
	156	320,600	405,200			
	157	320,800	405,400			
	158	321,000	405,700			
	159	321,300	406,000			
	160	321,600	406,200			
	161	321,800	406,400			
再任職員		227,500	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第3

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,500	361,400	383,300	484,900
	2	294,500	365,500	387,300	487,100
	3	297,500	369,500	391,200	489,400
	4	300,400	373,600	395,200	491,700
	5	303,100	377,600	399,000	493,700
	6	306,100	381,700	402,800	495,900
	7	309,000	385,900	406,700	498,100
	8	312,000	390,100	410,600	500,300
	9	314,900	393,900	414,400	502,400
	10	318,100	397,500	418,100	504,600
	11	321,400	401,300	422,000	507,100
	12	324,700	404,900	425,700	509,600
	13	327,800	408,200	429,100	511,700
	14	331,300	411,200	432,700	514,100
	15	334,800	414,400	436,500	516,500
	16	338,200	417,400	440,100	518,900
	17	341,600	420,300	443,400	520,900
	18	344,900	423,200	445,900	522,900
	19	348,100	426,300	448,600	524,800
	20	351,400	429,200	451,100	526,800
	21	354,500	432,200	453,500	528,700
	22	357,700	434,700	455,900	530,700
	23	361,000	437,300	458,400	532,600
	24	364,300	439,900	460,900	534,600
	25	367,300	442,000	463,100	536,300
	26	370,200	443,400	465,500	538,000
	27	373,300	445,000	468,100	539,700
	28	376,200	446,600	470,700	541,400
	29	379,100	448,200	472,900	542,800
	30	382,100	449,900	475,100	544,600
	31	385,300	451,700	477,400	546,400
	32	388,300	453,500	479,700	548,200
	33	391,000	454,900	481,000	549,600
	34	393,800	456,700	483,900	551,300
	35	396,800	458,500	486,100	553,000
	36	399,600	460,300	488,300	554,700
	37	402,400	461,800	490,400	556,000
	38	405,200	463,500	492,300	557,400
	39	408,100	465,500	494,500	558,800
	40	411,000	467,500	496,700	560,200
	41	413,400	469,100	498,700	561,300
	42	416,000	471,000	500,800	562,500
	43	418,800	472,900	502,900	563,700
	44	421,600	474,800	505,000	564,900

再任用職員以外の職員

45	424,300	476,500	506,900	565,800
46	425,900	478,100	508,900	567,100
47	427,600	479,700	510,800	568,400
48	429,300	481,300	512,800	569,700
49	430,700	482,600	514,700	570,600
50	432,500	483,800	516,700	571,800
51	434,300	484,900	518,600	573,000
52	436,100	486,100	520,600	574,200
53	437,500	487,200	522,300	575,100
54	439,300	488,200	524,200	576,200
55	441,200	489,200	526,100	577,300
56	443,200	490,200	528,000	578,400
57	444,700	490,900	529,800	579,100
58	446,600	491,900	531,600	579,700
59	448,500	492,900	533,400	580,300
60	450,400	493,900	535,200	580,900
61	452,100	494,600	536,600	581,400
62	453,900	495,500	538,300	581,900
63	455,700	496,400	540,000	582,400
64	457,500	497,300	541,700	582,900
65	459,000	498,100	543,100	583,200
66	460,300	499,000	544,200	583,700
67	461,600	499,900	545,300	584,200
68	462,900	500,800	546,400	584,700
69	464,100	501,600	547,400	584,900
70	465,200	502,500	548,600	585,300
71	466,300	503,400	549,800	585,700
72	467,400	504,300	551,000	586,100
73	468,300	505,100	551,900	586,400
74	469,200	506,000	553,200	586,700
75	470,100	506,900	554,500	587,000
76	471,000	507,800	555,800	587,300
77	471,800	508,600	556,700	587,600
78	472,300	509,500	557,700	588,000
79	472,800	510,400	558,700	588,400
80	473,300	511,300	559,700	588,800
81	473,500	512,000	560,500	589,100
82		512,900	561,400	589,400
83		513,800	562,300	589,700
84		514,700	563,200	590,000
85		515,400	564,100	590,300
86		516,300	564,600	
87		517,200	565,100	
88		518,100	565,600	
89		518,800	565,800	
90			566,300	
91			566,800	
92			567,300	

	93			567,600	
	94			568,100	
	95			568,600	
	96			569,100	
	97			569,400	
	98			569,900	
	99			570,400	
	100			570,900	
	101			571,200	
	102			571,700	
	103			572,200	
	104			572,700	
	105			572,900	
再 任 職 員		295,100	341,600	380,700	440,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,400	178,700	226,900	262,900	325,400	366,800
	2	149,700	180,300	228,300	265,100	327,800	369,500
	3	151,100	181,700	229,700	266,900	330,500	372,300
	4	152,500	183,300	231,100	268,900	333,100	375,100
	5	153,600	184,700	232,500	270,700	335,700	377,500
	6	155,100	186,300	234,000	272,700	338,300	379,900
	7	156,800	187,800	235,500	274,700	340,900	382,400
	8	158,400	189,400	237,000	276,600	343,600	384,800
	9	160,000	190,800	238,100	278,400	345,900	387,000
	10	161,600	192,400	239,700	280,600	348,800	389,200
	11	163,300	194,000	241,200	282,600	351,500	391,600
	12	164,900	195,500	242,700	284,900	354,300	393,800
	13	166,200	196,900	244,000	286,800	356,700	395,900
	14	168,200	198,700	245,700	289,100	359,300	398,200
	15	170,200	200,500	247,500	291,300	361,600	400,700
	16	172,100	202,200	249,200	293,400	364,200	403,000
	17	173,800	203,800	250,900	295,100	366,600	405,100
	18	176,300	205,400	252,600	297,700	369,300	407,200
	19	178,800	207,000	254,400	300,500	371,900	409,100
	20	181,400	208,600	256,100	303,200	374,600	411,200
	21	183,500	209,900	257,600	305,600	377,000	412,900
	22	185,200	211,300	259,800	308,300	379,400	414,500
	23	186,800	212,400	261,900	311,100	382,100	416,200
	24	188,500	213,500	264,200	313,700	384,600	417,800
	25	189,900	214,700	265,800	316,400	386,800	419,300
	26	191,600	216,000	267,800	318,900	389,100	420,500
	27	193,300	217,300	269,900	321,700	391,600	421,700
	28	195,000	218,700	271,700	324,200	393,900	423,000
	29	196,200	220,000	273,700	326,700	396,100	424,100
	30	197,900	221,400	275,700	329,200	398,100	425,100
	31	199,600	222,800	277,700	331,800	400,100	426,100
	32	201,200	224,200	279,800	334,400	402,200	427,100
	33	202,900	225,400	281,400	336,600	403,700	428,100
	34	204,000	226,600	283,700	339,300	405,400	429,100
	35	205,100	227,600	285,900	341,800	407,100	430,000
	36	206,300	228,700	288,200	344,400	408,700	430,900
	37	207,200	229,600	290,300	346,700	410,100	431,900
	38	208,300	230,800	292,400	349,500	411,400	432,700
	39	209,300	231,800	294,500	352,000	412,600	433,500
	40	210,400	233,100	296,800	354,800	413,900	434,300
	41	211,400	234,100	298,600	357,300	415,000	435,000
	42	212,500	235,400	300,900	359,900	416,000	435,700
	43	213,500	236,600	303,000	362,400	417,000	436,400
	44	214,500	237,800	305,200	365,100	417,900	437,100

再任
用職
員以
外の
職員

45	215,500	238,900	307,300	367,600	418,800	437,800
46	216,800	240,200	309,500	370,100	419,800	438,500
47	218,000	241,800	311,800	372,700	420,900	439,200
48	219,200	243,200	313,900	375,300	421,900	439,900
49	220,100	244,400	315,900	377,300	422,900	440,600
50	221,500	245,900	318,000	379,600	423,700	441,000
51	222,700	247,400	320,200	382,100	424,500	441,400
52	224,100	248,900	322,400	384,400	425,200	441,700
53	225,500	250,200	324,300	386,700	425,900	442,000
54	226,200	251,700	326,400	388,600	426,600	442,400
55	227,300	253,300	328,400	390,700	427,300	442,700
56	228,500	254,800	330,500	392,800	428,000	443,000
57	229,700	256,000	332,100	394,500	428,700	443,300
58	230,500	257,400	333,900	395,900	429,400	443,500
59	231,700	259,100	335,400	397,400	430,000	443,700
60	232,900	260,400	337,100	398,800	430,600	443,900
61	234,200	261,800	338,700	400,200	431,300	444,100
62	235,300	263,200	340,200	401,400	431,800	444,200
63	236,700	264,700	341,600	402,600	432,200	444,300
64	238,100	266,100	343,100	403,700	432,600	444,500
65	239,000	267,500	344,300	404,800	432,900	444,600
66	240,400	268,800	345,600	405,900	433,300	
67	241,800	269,900	346,900	406,900	433,700	
68	243,200	271,000	348,300	407,900	434,000	
69	244,500	272,100	349,300	408,900	434,300	
70	245,600	273,300	350,300	409,900	434,500	
71	246,800	274,400	351,200	411,000	434,700	
72	248,100	275,500	352,100	412,100	434,900	
73	248,900	276,300	353,000	413,000	435,100	
74	249,900	277,300	354,000	413,800		
75	251,200	278,400	355,000	414,500		
76	252,300	279,400	355,800	415,300		
77	253,400	280,200	356,700	416,100		
78	254,300	281,100	357,400	416,800		
79	255,500	282,100	358,100	417,500		
80	256,600	283,000	358,800	418,200		
81	257,600	283,600	359,300	418,900		
82	258,800	284,200	360,000	419,600		
83	259,900	284,900	360,500	420,200		
84	261,100	285,600	361,000	420,900		
85	262,000	286,200	361,600	421,500		
86	263,100	286,700	362,400	422,100		
87	264,100	287,300	363,100	422,700		
88	265,000	287,900	363,800	423,300		
89	265,800	288,100	364,400	423,900		
90	266,900	288,600	364,800	424,300		
91	268,000	289,200	365,100	424,700		
92	269,100	289,700	365,400	425,000		

	93	269,800	290,000	365,600	425,300		
	94	270,400	290,600	365,900			
	95	271,200	291,200	366,100			
	96	272,000	291,600	366,200			
	97	272,500	291,900	366,400			
	98	273,100		366,600			
	99	273,700		366,800			
	100	274,300		367,000			
	101	274,600		367,200			
再 用 員		178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	177,800	215,300	245,400	276,800	307,600	340,800
	2	179,300	216,700	246,800	278,600	309,800	343,200
	3	180,800	218,000	248,200	280,300	312,100	345,600
	4	182,200	219,500	249,400	282,000	314,100	348,200
	5	183,700	220,500	250,600	283,200	316,000	350,200
	6	185,900	221,600	252,200	285,200	318,000	352,700
	7	188,100	222,900	253,700	286,700	320,100	355,300
	8	190,300	224,300	255,200	288,500	322,200	357,900
	9	192,200	225,000	256,700	289,600	324,200	360,400
	10	194,500	226,400	258,300	291,500	326,200	362,900
	11	196,700	227,700	259,900	293,100	328,100	365,500
	12	199,000	229,300	261,600	294,800	330,100	368,000
	13	201,200	230,400	263,100	296,300	331,800	370,300
	14	203,300	231,400	264,700	297,800	333,900	372,700
	15	205,600	232,300	266,300	299,400	335,700	375,100
	16	207,800	233,600	267,700	301,000	337,700	377,400
	17	209,900	234,600	269,000	302,400	339,600	379,700
	18	211,700	235,600	270,600	303,800	341,700	382,200
	19	213,300	236,600	271,800	305,400	343,800	384,500
	20	215,100	237,700	273,200	306,900	345,800	386,800
	21	216,300	238,400	274,300	308,200	347,800	388,700
	22	217,600	239,400	275,900	309,700	350,000	391,100
	23	219,000	240,300	277,300	311,300	351,900	393,300
	24	220,500	241,300	278,700	312,800	354,100	395,600
	25	221,500	242,200	280,000	313,900	356,000	397,700
	26	222,900	243,500	281,500	316,400	358,200	399,800
	27	224,200	244,900	283,300	318,700	360,400	402,100
	28	225,700	246,100	284,800	321,300	362,500	403,900
	29	226,900	247,200	286,200	323,400	364,500	406,000
	30	228,200	248,400	287,600	325,500	366,400	407,900
	31	229,300	249,500	289,200	327,400	368,500	409,800
	32	230,700	250,800	290,700	329,400	370,400	411,800
	33	231,800	251,900	292,200	331,200	372,300	413,300
	34	233,000	253,500	293,700	333,200	374,200	414,900
	35	234,200	255,200	295,300	335,000	376,000	416,600
	36	235,500	256,700	296,900	337,000	377,600	418,200
	37	236,800	257,800	298,400	338,900	379,300	419,700
	38	237,900	259,400	299,900	340,800	381,300	421,100
	39	239,000	260,700	301,600	342,700	383,200	422,400
	40	240,000	262,200	303,100	344,600	385,100	423,800
	41	240,900	263,400	304,500	346,200	386,600	425,200
	42	241,400	265,000	306,000	348,200	388,400	426,400
	43	241,900	266,500	307,600	350,200	390,200	427,600
	44	242,400	268,200	308,900	351,900	392,100	428,800

再任
用職
員以
外の
職員

45	243,000	269,600	310,300	353,700	393,400	430,000
46	243,700	271,000	311,600	355,600	395,100	431,000
47	244,300	272,700	312,900	357,600	396,700	432,100
48	245,000	274,200	314,000	359,700	398,200	433,100
49	245,600	275,500	315,300	361,200	399,600	434,200
50	246,100	277,200	316,700	363,300	401,000	434,900
51	246,500	278,800	317,900	365,300	402,400	435,500
52	247,000	280,400	319,200	367,300	403,700	436,000
53	247,300	281,600	320,600	369,000	405,000	436,600
54	247,400	283,200	321,900	370,900	406,500	437,200
55	247,600	284,700	323,100	372,900	408,000	437,700
56	248,000	286,200	324,300	374,900	409,400	438,200
57	248,400	287,600	325,400	376,600	410,700	438,600
58	248,800	289,100	326,600	378,200	412,000	438,800
59	249,200	290,500	327,900	379,900	413,100	439,000
60	249,500	292,000	329,200	381,700	414,300	439,200
61	249,900	293,200	330,600	383,200	415,500	439,400
62	250,400	294,600	331,700	384,800	416,400	
63	251,000	296,000	333,000	386,300	417,200	
64	251,600	297,400	334,200	387,800	418,000	
65	252,000	298,300	334,900	389,300	418,800	
66	252,400	299,800	336,100	390,900	419,400	
67	253,000	301,200	337,400	392,400	419,900	
68	253,700	302,600	338,700	393,900	420,500	
69	254,000	303,700	339,800	395,200	421,000	
70	254,700	305,100	340,900	396,300	421,200	
71	255,400	306,500	342,100	397,200	421,500	
72	256,200	307,700	343,200	398,100	421,800	
73	256,600	308,800	344,300	398,900	422,000	
74	257,300	309,800	345,300	399,800	422,300	
75	257,900	310,800	346,300	400,600	422,600	
76	258,600	311,800	347,400	401,400	422,800	
77	259,000	312,400	348,300	402,200	423,000	
78	259,600	313,000	349,300	403,400		
79	260,300	313,700	350,200	404,300		
80	261,000	314,500	351,200	405,400		
81	261,600	315,300	352,100	406,500		
82	262,300	316,000	353,000	407,100		
83	262,900	316,700	353,900	407,600		
84	263,600	317,200	354,700	408,100		
85	263,900	317,600	355,500	408,600		
86	264,600	318,200	356,300	409,100		
87	265,100	318,700	357,200	409,600		
88	265,700	319,300	358,100	410,100		
89	266,300	319,700	359,000	410,600		
90	266,900	320,300	359,900	411,000		
91	267,400	320,900	360,700	411,400		
92	268,000	321,500	361,500	411,700		

93	268,500	322,000	362,300	412,000		
94	268,900	322,600	363,300			
95	269,200	323,200	364,300			
96	269,600	323,700	365,300			
97	269,700	324,100	366,200			
98		324,600	366,900			
99		325,100	367,700			
100		325,600	368,500			
101		325,800	369,200			
102		326,100	369,900			
103		326,300	370,600			
104		326,600	371,300			
105		326,800	371,800			
106		327,100	372,400			
107		327,400	373,000			
108		327,700	373,500			
109		327,900	374,000			
110		328,200	374,600			
111		328,500	375,100			
112		328,800	375,600			
113		329,100	376,100			
114			376,600			
115			377,000			
116			377,500			
117			377,900			
118			378,400			
119			378,900			
120			379,400			
121			379,900			
再任用職員	178,300	204,900	235,000	248,800	266,900	281,200

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	364,000
2	407,000
3	455,000
4	517,000
5	591,000
6	691,000
7	807,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に

改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	144,000	170,000	215,200
2	144,500	171,700	216,800
3	145,000	173,400	218,400
4	145,500	175,100	220,000
5	146,000	176,700	221,600
6	146,800	178,500	223,300
7	147,600	180,200	224,900
8	148,400	181,800	226,500
9	149,000	183,500	227,900
10	149,700	185,300	229,600
11	150,500	187,200	231,200
12	151,300	189,000	232,900
13	151,800	190,600	234,300
14	153,100	192,000	235,800
15	154,300	193,600	237,300
16	155,400	194,900	239,100
17	156,600	196,300	240,600
18	158,000	197,600	242,200
19	159,500	198,900	243,500
20	160,800	200,200	245,000
21	161,900	201,400	246,300
22	163,300	202,700	247,900
23	164,800	204,000	249,600
24	166,200	205,100	251,500
25	167,300	206,300	252,700
26	169,800	207,800	254,500
27	172,100	209,300	256,100
28	174,600	210,700	257,800
29	176,500	211,900	259,100
30	178,300	213,300	260,800
31	180,000	214,600	262,600
32	181,700	216,000	264,400
33	183,200	217,200	265,900
34	184,900	218,600	267,800
35	186,700	219,900	269,600
36	188,400	221,200	271,400
37	189,900	222,400	272,900
38	191,100	224,000	274,700
39	192,300	225,600	276,400
40	193,500	227,300	278,200
41	194,600	228,900	279,800
42	195,700	230,400	281,900
43	196,800	231,700	283,900
44	197,900	233,100	285,800

45	198,900	234,400	287,600
46	200,000	236,000	289,700
47	201,000	237,700	291,700
48	202,000	239,400	293,700
49	203,100	240,900	295,400
50	204,100	242,500	297,500
51	205,200	244,000	299,600
52	206,300	245,500	301,700
53	207,200	246,700	303,500
54	208,200	248,400	305,500
55	209,200	250,000	307,500
56	210,200	251,600	309,400
57	211,100	253,100	311,200
58	212,200	254,600	313,000
59	213,300	256,200	315,000
60	214,300	257,800	317,000
61	215,300	259,100	319,000
62	216,000	260,600	321,000
63	216,800	262,400	322,900
64	217,800	264,100	325,000
65	218,700	265,500	326,700
66	219,700	267,200	328,500
67	220,700	268,900	330,500
68	221,700	270,600	332,200
69	222,600	271,700	334,100
70	223,800	273,400	336,100
71	225,000	274,900	337,900
72	226,400	276,500	340,000
73	227,600	277,800	341,600
74	228,600	279,300	343,300
75	229,800	280,700	345,100
76	230,900	282,300	346,800
77	231,900	283,900	348,200
78	232,900	285,300	349,500
79	233,900	286,800	350,900
80	235,100	288,400	352,200
81	236,100	289,700	353,500
82		291,200	354,600
83		292,600	355,900
84		294,100	357,200
85		295,500	358,400
86			359,500
87			360,600
88			361,700
89			362,800
90			363,600
91			364,400
92			365,100

93		365,900
94		366,600
95		367,300
96		368,000
97		368,700
98		369,300
99		370,000
100		370,700
101		371,400
102		371,800
103		372,300
104		372,700
105		373,100
106		373,600
107		374,100
108		374,600
109		374,900
110		375,400
111		375,900
112		376,400
113		376,800
114		377,300
115		377,700
116		378,200
117		378,600
118		379,100
119		379,500
120		379,900
121		380,200
122		380,400
123		380,600
124		380,700
125		380,900
126		381,100
127		381,300
128		381,500
129		381,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第27条及び第28条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2

会計年度任用職員教育職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	166,600
2	168,100
3	169,600
4	171,100
5	172,800
6	174,700
7	176,500
8	178,200
9	179,900
10	182,000
11	183,900
12	185,900
13	187,800
14	190,000
15	192,100
16	194,200
17	196,300
18	199,000
19	201,400
20	203,800
21	206,200
22	207,800
23	209,400
24	211,000
25	212,500
26	213,900
27	215,400
28	216,900
29	218,400
30	220,000
31	221,700
32	223,300
33	224,600
34	226,300
35	227,900
36	229,400
37	230,800
38	232,400
39	233,900
40	235,400
41	236,900
42	238,600
43	240,200
44	241,700

45	243,400
46	245,000
47	246,300
48	247,800
49	249,000
50	250,500
51	251,900
52	253,300
53	254,100
54	255,600
55	257,000
56	258,500
57	259,400
58	260,800
59	262,100
60	263,400
61	264,600
62	265,600
63	266,900
64	268,000
65	269,000
66	270,500
67	271,900
68	273,300
69	274,900
70	276,400
71	277,900
72	279,300
73	280,200
74	281,500
75	282,800
76	284,000
77	285,100
78	286,300
79	287,500
80	288,700
81	289,800
82	290,800
83	292,000
84	293,200
85	294,000
86	295,000
87	295,700
88	296,700
89	297,600
90	298,400
91	299,100
92	299,700

93	300,000
94	300,500
95	301,000
96	301,800
97	302,600
98	303,400
99	304,200
100	305,000
101	305,900
102	306,400
103	306,900
104	307,400
105	307,600
106	308,000
107	308,300
108	308,600
109	308,800
110	309,000
111	309,300
112	309,600
113	309,800
114	310,000
115	310,200
116	310,500
117	310,800
118	311,100
119	311,400
120	311,700
121	311,800
122	312,000
123	312,300
124	312,600
125	312,800
126	313,000
127	313,300
128	313,600
129	313,800
130	314,000
131	314,300
132	314,600
133	314,800
134	315,000
135	315,300
136	315,600
137	315,800
138	316,000
139	316,300
140	316,600

141	316,800
142	317,000
143	317,300
144	317,600
145	317,800
146	318,000
147	318,300
148	318,600
149	318,800
150	319,000
151	319,300
152	319,600
153	319,800
154	320,000
155	320,300
156	320,600
157	320,800
158	321,000
159	321,300
160	321,600
161	321,800

備考 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	291,500
2	294,500
3	297,500
4	300,400
5	303,100
6	306,100
7	309,000
8	312,000
9	314,900
10	318,100
11	321,400
12	324,700
13	327,800
14	331,300
15	334,800
16	338,200
17	341,600
18	344,900
19	348,100
20	351,400
21	354,500
22	357,700
23	361,000
24	364,300
25	367,300
26	370,200
27	373,300
28	376,200
29	379,100
30	382,100
31	385,300
32	388,300
33	391,000
34	393,800
35	396,800
36	399,600
37	402,400
38	405,200
39	408,100
40	411,000
41	413,400
42	416,000
43	418,800
44	421,600

45	424,300
46	425,900
47	427,600
48	429,300
49	430,700
50	432,500
51	434,300
52	436,100
53	437,500
54	439,300
55	441,200
56	443,200
57	444,700
58	446,600
59	448,500
60	450,400
61	452,100
62	453,900
63	455,700
64	457,500
65	459,000
66	460,300
67	461,600
68	462,900
69	464,100
70	465,200
71	466,300
72	467,400
73	468,300
74	469,200
75	470,100
76	471,000
77	471,800
78	472,300
79	472,800
80	473,300
81	473,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科
医師で規則で定めるものに適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表（2）

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	148,400	178,700
2	149,700	180,300
3	151,100	181,700
4	152,500	183,300
5	153,600	184,700
6	155,100	186,300
7	156,800	187,800
8	158,400	189,400
9	160,000	190,800
10	161,600	192,400
11	163,300	194,000
12	164,900	195,500
13	166,200	196,900
14	168,200	198,700
15	170,200	200,500
16	172,100	202,200
17	173,800	203,800
18	176,300	205,400
19	178,800	207,000
20	181,400	208,600
21	183,500	209,900
22	185,200	211,300
23	186,800	212,400
24	188,500	213,500
25	189,900	214,700
26	191,600	216,000
27	193,300	217,300
28	195,000	218,700
29	196,200	220,000
30	197,900	221,400
31	199,600	222,800
32	201,200	224,200
33	202,900	225,400
34	204,000	226,600
35	205,100	227,600
36	206,300	228,700
37	207,200	229,600
38	208,300	230,800
39	209,300	231,800
40	210,400	233,100
41	211,400	234,100
42	212,500	235,400
43	213,500	236,600
44	214,500	237,800

45	215,500	238,900
46	216,800	240,200
47	218,000	241,800
48	219,200	243,200
49	220,100	244,400
50	221,500	245,900
51	222,700	247,400
52	224,100	248,900
53	225,500	250,200
54	226,200	251,700
55	227,300	253,300
56	228,500	254,800
57	229,700	256,000
58	230,500	257,400
59	231,700	259,100
60	232,900	260,400
61	234,200	261,800
62	235,300	263,200
63	236,700	264,700
64	238,100	266,100
65	239,000	267,500
66	240,400	268,800
67	241,800	269,900
68	243,200	271,000
69	244,500	272,100
70	245,600	273,300
71	246,800	274,400
72	248,100	275,500
73	248,900	276,300
74	249,900	277,300
75	251,200	278,400
76	252,300	279,400
77	253,400	280,200
78	254,300	281,100
79	255,500	282,100
80	256,600	283,000
81	257,600	283,600
82	258,800	284,200
83	259,900	284,900
84	261,100	285,600
85	262,000	286,200
86	263,100	286,700
87	264,100	287,300
88	265,000	287,900
89	265,800	288,100
90	266,900	288,600
91	268,000	289,200
92	269,100	289,700

93	269,800	290,000
94	270,400	290,600
95	271,200	291,200
96	272,000	291,600
97	272,500	291,900
98	273,100	
99	273,700	
100	274,300	
101	274,600	

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表（3）

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	177,800
2	179,300
3	180,800
4	182,200
5	183,700
6	185,900
7	188,100
8	190,300
9	192,200
10	194,500
11	196,700
12	199,000
13	201,200
14	203,300
15	205,600
16	207,800
17	209,900
18	211,700
19	213,300
20	215,100
21	216,300
22	217,600
23	219,000
24	220,500
25	221,500
26	222,900
27	224,200
28	225,700
29	226,900
30	228,200
31	229,300
32	230,700
33	231,800
34	233,000
35	234,200
36	235,500
37	236,800
38	237,900
39	239,000
40	240,000
41	240,900
42	241,400
43	241,900
44	242,400

45	243,000
46	243,700
47	244,300
48	245,000
49	245,600
50	246,100
51	246,500
52	247,000
53	247,300
54	247,400
55	247,600
56	248,000
57	248,400
58	248,800
59	249,200
60	249,500
61	249,900
62	250,400
63	251,000
64	251,600
65	252,000
66	252,400
67	253,000
68	253,700
69	254,000
70	254,700
71	255,400
72	256,200
73	256,600
74	257,300
75	257,900
76	258,600
77	259,000
78	259,600
79	260,300
80	261,000
81	261,600
82	262,300
83	262,900
84	263,600
85	263,900
86	264,600
87	265,100
88	265,700
89	266,300
90	266,900
91	267,400
92	268,000

93	268,500
94	268,900
95	269,200
96	269,600
97	269,700

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の給与に関する条例（以下の項及び次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第20条第3項並びに第20条の4第2項第1号及び第2号の規定並びに第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場
合においては、第1条の規定による改正前の千葉市職員の給与に関する
条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅
費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、そ
れぞれ改正後の給与条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給
与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人
事委員会が定める。

千葉市条例第34号

千葉市こども基本条例検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市こども基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、こども基本条例の制定に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 市民

(2) こどもに関する事業に従事する者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第5条第4項、第6条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

千葉県条例第35号

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年
千葉県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「令和5年3月31日までの間」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第36号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表58の項第1号ア中「等級4」を「等級5」に、「等級5」を「等級6」に改め、同号ア（ア）を次のように改める。

（ア）住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 5,000円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（a）300平方メートル未満 9,700円

（b）300平方メートル以上2,000平方メートル未満
20,000円

（c）2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 45,000円

（d）5,000平方メートル以上 81,000円

別表58の項第1号イ（ア）を次のように改める。

（ア）住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る住宅のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準により評価する方法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び61の項から66の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（a）一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 200平方メートル未満 17,800円

- ii 200平方メートル以上 19,100円
- (b) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 300平方メートル未満 33,300円
 - ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円
 - iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 104,000円
 - iv 5,000平方メートル以上 157,000円
- b aに規定する方法以外の方法 次に掲げる当該申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 200平方メートル未満 34,000円
 - ii 200平方メートル以上 38,000円
 - (b) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 300平方メートル未満 69,000円
 - ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 116,000円
 - iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 197,000円
 - iv 5,000平方メートル以上 283,000円

別表58の項第1号イ(イ)a中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。61の項から66の項までにおいて「基準省令」という。)」を「基準省令」に改める。

別表59の項第1号ア中「等級4」を「等級5」に、「等級5」を「等級6」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 住宅部分の申請の場合 58の項第1号ア(ア)a及びbに掲げる当該申請に係る住宅の区分並びに同号ア(ア)b

(a) から (d) までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該 a 及び b (a) から (d) までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

別表 59 の項第 1 号イ (ア) を次のように改める。

(ア) 住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る住宅のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 58 の項第 1 号イ (ア) a に規定する方法 58 の項第 1 号イ (ア) a (a) 及び (b) に掲げる当該申請に係る住宅の区分並びに同号イ (ア) a (a) i 及び ii 並びに (b) i から iv までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該イ (ア) a (a) i 及び ii 並びに (b) i から iv までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

b 58 の項第 1 号イ (ア) b に規定する方法 58 の項第 1 号イ (ア) b (a) 及び (b) に掲げる当該申請に係る住宅の区分並びに同号イ (ア) b (a) i 及び ii 並びに (b) i から iv までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該イ (ア) b (a) i 及び ii 並びに (b) i から iv までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

別表 61 の項第 1 号イ中「第 35 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項第 1 号」に改め、同号イ (ア) 中「等級 4」を「等級 5」に、「等級 5」を「等級 6」に改め、同号エ (イ) を次のように改める。

(イ) 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準により評価する方法 (基準省令第 10 条第 2 号イ (2) 及び同号ロ (2) に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 200平方メートル未満 17,100円

ii 200平方メートル以上 18,400円

(b) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 32,200円

ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,800円

iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 101,100円

iv 5,000平方メートル以上 152,900円

b aに規定する方法以外の方法 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 200平方メートル未満 33,500円

ii 200平方メートル以上 37,400円

(b) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 67,600円

ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円

iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円

iv 5,000平方メートル以上 275,400円

別表62の項第1号エ中「及び(イ)に定める額」を「に(イ)又は

(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

(イ) 61の項第1号エ(イ) aに規定する方法で評価する場合
61の項第1号エ(イ) a(a)及び(b)に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号エ(イ) a(a) i及びii並びに(b) iからivまでに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ(イ) a(a) i及びii並びに(b) iからivまでに定める額に2分の1を乗じて得た額

別表62の項第1号エ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 61の項第1号エ(イ) bに規定する方法で評価する場合
61の項第1号エ(イ) b(a)及び(b)に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号エ(イ) b(a) i及びii並びに(b) iからivまでに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ(イ) b(a) i及びii並びに(b) iからivまでに定める額に2分の1を乗じて得た額

別表備考第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第 37 号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和 34 年千葉県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条の 5」を「第 1 条の 6」に改める。

第 2 章中第 1 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（条例で定める公園施設）

第 1 条の 6 政令第 5 条第 2 項第 2 号に規定する都市公園ごとに条例で定める休養施設は、稲毛海浜公園の公衆浴場とする。

第 32 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を同条第 6 項とする。

別表第 2 稲毛海浜公園の項を次のように改める。

稲毛海浜公園	野球場	年末年始以外の日	午前 9 時から午後 5 時まで
	球技場		午前 9 時から午後 9 時まで
	庭球場		午前 9 時から午後 5 時まで
	稲毛屋内運動場		午前 9 時から午後 5 時まで
	貸自転車	年末年始以外の日（月曜日等を除く。）	午前 9 時から午後 4 時まで

別表第 3 稲毛海浜公園の項を次のように改める。

稲毛海浜公園	野球場
	球技場
	庭球場
	稲毛屋内運動場

別表第 9 中第 8 項から第 11 項までを削り、第 12 項を第 8 項とし、第 13 項から第 21 項までを 4 項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の稲毛海浜公園の花の美術館、稲毛記念館、海星庵及び野外音楽堂の使用に係る利用料金の納付及び返還については、なお従前の例による。

(千葉県都市公園条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 千葉県都市公園条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉県条例第20号）を次のように改正する。

第1条のうち千葉県都市公園条例別表第9に1項を加える改正規定中「22 総合体育館」を「18 総合体育館」に改める。

千葉県条例第38号

千葉県蘇我球技場条例の一部を改正する条例

千葉県蘇我球技場条例（平成16年千葉県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

「

照明設備	1時間につき	照度1,500ルクス	75,840円
		照度1,000ルクス	51,640円
		照度500ルクス	27,340円
		照度200ルクス	12,150円

を

「

照明設備	1時間につき	アマチュアが使用する場合	照度2,000ルクス	51,000円
			照度1,800ルクス	45,900円
			照度1,500ルクス	38,250円
			照度1,000ルクス	25,500円
			照度500ルクス	12,750円
			照度200ルクス	5,100円
	アマチュア以	照度2,000ルクス	102,000円	

に

	外が使用する 場合	照度 1, 800 ルクス	91, 800円
		照度 1, 500 ルクス	76, 500円
		照度 1, 000 ルクス	51, 000円
		照度 500ルク ス	25, 500円
		照度 200ルク ス	10, 200円

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。